

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第26回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成23年11月1日（火）13:10～14:30

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，高野 伸，田邊 誠（委員長），二國則昭，山舗弥一郎
（敬称略。五十音順）

（庶務）清山広島高裁総務課長，兒玉広島高裁総務課課長補佐

（説明者）細田広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

イ 平成24年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

庶務（清山広島高裁総務課長）から，前回平成23年9月14日（水）の第25回広島地域委員会で決められたとおり，平成24年4月期の弁護士任官候補者及び平成24年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者について，受付期間を10月24日（月）まで（ただし，この期間後であっても，

特段の情報があれば受け付ける。)として情報提供(情報受付の周知)の依頼を行ったこと、当該情報提供依頼に対し、これまでに弁護士任官候補者について11件(弁護士10件及び裁判官1件)、再任(判事任命)候補者について2件(弁護士及び検察官各1件)の各情報が寄せられたことが報告された。

(2) 審議

ア 平成24年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて
審議の結果、弁護士から寄せられた1件の情報については、情報を持ち合わせていないことを報告するものであることから送付しないこととされ、それ以外の情報については送付することとされた。

イ 平成24年上半期(2月から9月まで)の再任(判事任命)候補者に関する情報の取りまとめについて

審議の結果、検察官から寄せられた1件の情報については、個別の事件に関する事実認定や取扱いについての自己の見解との相違を指摘するものに過ぎず、指名の適否に重要な影響を及ぼすものとは認められないので送付しないこととされ、もう1件の情報については、指名の適否に重要な影響を及ぼすかどうかについては疑問の余地もあるが、再任(判事任命)候補者に関する積極的な評価が端的に示されていることを考慮し、送付することとされた。

(3) 今後の予定等

ア 庶務(清山広島高裁総務課長)から、12月2日(金)に中央委員会が開催され、今回審議した弁護士任官候補者及び再任(判事任命)候補者等について審議・答申される予定である旨説明された。

イ 今後の日程等について

次回期日は、平成24年2月20日(月)に開催される中央委員会における弁護士任官(10月期)候補者及び平成24年下半期(10月から翌年1月まで)の再任(判事任命)候補者の任命に関する審議を受けたものとなることを踏まえ、次のとおりとされた。

次回期日 平成24年3月13日(火)午後1時10分

なお、次々回期日については、中央委員会のその後のスケジュールを前提に決めることとされた。

(以上)